**要　請　書**

２０１９年３月１２日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

共同代表　岩木　俊一　　星野　直之

東京都教育委員会教育長　中井　敬三　殿

＜要請の趣旨＞

１．東京都教育委員会は、本会の本年1月24日付「要請書」の「６　卒業式、入学式で同通達（10．23通達のこと）に基づく新たな懲戒処分を行わないこと」との要請に対して「卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令達反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。（所管：人事部職員課）」と回答し（2月13日付）、今次卒業式・入学式でも新たな懲戒処分を行う姿勢を示しています。

また同要請書の「７　同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する『服務事故再発防止研修』を行わないこと」との要請には、「懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。（所管：人事部職員課）」と回答し、卒業式・入学式の被処分者に対する再発防止研修を強行しようとしています。

２．10.23通達とそれに基づく職務命令違反を理由とした処分は、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認めた最高裁判決の趣旨から逸脱しており、また最高裁判決における都教委通達・職務命令を違憲として、戒告を含むすべての処分を取り消すべきとの反対意見（2012年1月宮川裁判官）を始め、都教委に対し「謙抑的な対応」を求める補足意見（2012年1月櫻井裁判官、2013年9月鬼丸裁判官）などの教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求める意見をことさら無視するものです。

３．都教委は2017年4月、卒業式で「君が代」斉唱時に起立しなかったとして都立高校教員に減給10分の1・1月の懲戒処分を発令しました。

　これは、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分の選択が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、・・・懲戒権者の裁量権の範囲を超え・・・違法」として減給以上の処分を取り消し従来の累積加重処分に歯止めをかけた最高裁判決（2012年1月及び2013年9月）、及び東京高裁判決（2015年12月）、東京地裁判決（2015年1月、2017年9月）などに反することは明らかです。

４．卒業式・入学式の被処分者に対する「服務事故再発防止研修」は、2012年度より質量ともに強化され、「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容されている範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」（東京地裁民事19部決定　2004年7月23日）に反しています。

　　特に、「研修」に先立って課された「受講前報告書」の内容は、①服務事故を起こすに至った状況を振り返り、その原因・理由について記述する、②服務事故を起こしたときの気持ちはどのようであったか、その時の気持ちを記述する、③起こした服務事故に対して、現在の気持ちや考えを記述する、というものです。事前課題を含む「研修」は、明らかに受講者に内心の表白を迫り、「思想改造」を企図しており、上記東京地裁決定（2004年7月）に反して「思想・良心の自由」を真っ向から踏みにじるものです。

５．都教委は、違法な処分を行ったことを原告らに謝罪することなく、2013年12月及び2015年3月～4月、最高裁判決・東京地裁判決で減給処分が取り消された現職の都立高校教員計１６名に新たに戒告処分を科し再処分をするという暴挙を行いました。

更に、私たちの度重なる要請を無視して、四次訴訟東京地裁判決（2017年9月15日）で減給　処分を取り消された現職の都立高校教員２名にも再処分を強行しました（2018年2月21日）。

　　私たちは、司法の判断をないがしろにする再処分の撤回を改めて求めるものです。

６．最高裁、東京高裁、東京地裁で確定した処分取消の総数は、74件・64名に上ります。東京都教育委員会が、最高裁・東京地裁・東京高裁で「違法」とされた処分を行ったことは、教育行政として重大な責任が問われる行為です。私たちは、処分取消が確定した原告らに謝罪し、再発防止策を講じるよう繰り返し求めてきました。しかし、都教委は、要請に正対せず、的外れで不誠実な回答に終始しています。私たちの要請に真摯に向き合い、回答することを強く求めます。

７．私たちは、これまで「都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること」「（要請書等を）教育委員会で配付し、慎重に検討、議論し、回答すること」を繰り返し要請してきました。しかるに都教委は、「・・・教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、・・・主管課において趣旨を慎重に検討の上、・・・必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。」（2月13日付）、「既に方針が決定済みの事項であることから・・・教育委員会での本要請書の配布及び・・・検討、議論は行いません。」（2月13日付」）と「回答」しています。

これでは、教育情報課を隠れ蓑にして、処分権者である都教育委員会及び同事務局である教育庁の責任を曖昧にし、担当部署への直接の要請を拒む都民不在のシステムといわざるを得ません。

「既に方針が決定済みの事項であることから・・・教育委員会での配布及び・・・検討、議論は行いません」と言うに至っては、教育委員会事務局に過ぎない教育庁の独断専行であり、一度決定されたらその後いかに状況が変化しても、「決定済み」であるとして教育施策を変更・改善しないことになります。これは、教育委員会制度の本旨に反し、都民の要請に背を向け問題解決の努力を放棄するものです。

以上の趣旨から、以下の諸点を要請します。

＜申し入れ事項＞

１　東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」を撤回すること、また同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

２　東京都教育委員会で卒業式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと。

３　最高裁判決に反して減給処分を行わないこと。

４　「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」（平成24年1月24日）の都教委の「議決」を撤回すること。

５　卒業式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

６　同研修対象者に受講前報告書の作成を強要しないこと。

７　4月の入学式で10.23通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと　。

８　すべての再処分を撤回すること。

９　都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること。

１０　本要請書を教育委員会で配布し、慎重に検討・審議し、回答すること。

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１９年３月２２日（金）。上記近藤までＦＡＸ及び文書で回答すること。